

# 認証評価制度と他の質保証制度との関係について(イメージ図)

## 各大学における 内部質保証

大学自らの責任でPDCAサイクルを適切に機能させ、教育研究活動の質を向上(大学内部の自律的な活動に基づく質保証が原則)

各大学のPDCAサイクル(内部質保証)が確立・機能しているかを重視した評価の促進が必要(評価項目の明確化)

## 国立大学法人評価(\*) (国立大学法人評価委員会)

中期目標期間評価については6年ごとに実施

※中期目標期間の業績を評価(教育研究の状況も含めた業務全般について中期目標の達成状況を評価)を実施・公表(教育研究面の評価は(独)大学評価・学位授与機構に要請)。当該評価結果は、次期の中期目標・計画の内容や運営費交付金の算定に反映。

(\*) 公立大学にあつては公立大学法人評価

## 認証評価 (認証評価機関)

機関別認証評価(大学等)を7年以内ごとに、分野別評価(専門職大学院)を5年以内ごとに実施

※大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価・公表

相互の評価において評価資料・結果の活用促進が必要(評価の効率化)

認証評価における指摘事項も参考に調査を実施

調査の結果付された意見等への対応状況について継続的な改善が図られるよう制度間の連携が必要(制度間の連携強化)

## 設置計画履行状況調査 (大学設置・学校法人審議会)

設置認可後、原則完成年度まで実施

※大学設置分科会での審議の結果、「改善意見」等を付すこととされたものについては、当該大学に通知するとともに、公表

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長報告(H27.8.27)より抜粋

文部科学省に対しては、当審議会から設置者に対して求めた改善事項やその対応状況を確認し、追跡し、加えてその後に行われる認証評価との連携を図り、継続的に改善が図られるようなシステムの構築を要望する。

## 学校法人運営調査 (学校法人運営調査委員会)

毎年度実施、H27年度は50法人を対象

※実地調査を行った結果、指導助言事項を付した学校法人に対しては、文部科学省が継続して指導・助言(フォローアップ)を実施。

※会議は非公開。(情報公開法第5条:法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあるため。)